

OFFICIAL DOCUMENT

不正競争防止法 活用方針 Rev.1.0

株式会社インペリアル・メッセンジャー®

作成日:2026年6月1日

作成者:株式会社インペリアル・メッセンジャー® 代表取締役 勅使河原 悠

対象:株式会社インペリアル・メッセンジャー®および関連事業群

ステータス:Rev.1.0

1. 目的・基本方針

1.1 目的

本方針は、株式会社インペリアル・メッセンジャー®(以下「当社」)が運営する事業群(「クロコ式™」フレームワーク、Life.up®事業、hub2構想、UbiLog™、その他)における知的財産・営業秘密・周知商品等表示等を、不正競争防止法を活用して多層的に保護するための社内方針を定めるものである。

1.2 基本思想

当社は「公開しても破れない仕組みこそ、本物の価値である」という Kerckhoffs の原則を経営哲学の核に据える。

したがって、本方針は「すべてを秘匿する」ものではなく、**公開すべきものと守るべきものを明確に切り分け**、それぞれに適した法的根拠で保護することを目的とする。

1.3 多層的保護の原則

当社は以下の3層構造で知的財産を保護する。

- 第1層:著作権法 — 文章・動画・画像・ソースコード
- 第2層:商標法 — クロコ式™・テッシー®・Life.up®等の登録商標
- 第3層:不正競争防止法 — 周知商品等表示・営業秘密・商品形態等

本方針は主として **第3層(不正競争防止法)** を扱うが、第1層・第2層と連動して機能させることを前提とする。

2. 保護対象の定義

2.1 周知商品等表示(不正競争防止法 第2条1項1号・2号)

当社が周知性獲得を目指す表示を以下に定める。

(1) ブランド名称

- 「クロコ式™」(商願2026-061725 出願済・2026年5月29日付)
- 「テッシー®」(既登録)
- 「Life.up®」(既登録)
- 「UbiLog™」(商願2026-057089・2026年5月20日付)
- 他取得済み商標

(2) 表示物

- 公式ドキュメントのレターヘッド・テンプレート
- ロゴマーク・タイポグラフィ
- 公式X(旧Twitter)アカウント表示
- 公式YouTubeチャンネル名・サムネイル統一デザイン
- noteクリエイターページの表示

(3) 独自のキャッチコピー・表現

- 「公開しても破れない仕組みこそ、本物の価値である」
- 「三者協議」「三方から確立」等の独自概念表現
- 経営者×AI×AIの協働モデルに関する独自表現

2.2 営業秘密(不正競争防止法 第2条6項)

以下を営業秘密として管理し、秘密管理性・有用性・非公知性の3要件を維持する。

(1) 商品設計に関する情報

- Standard/Pro版の販売価格設計および根拠
- 売上シミュレーション・財務計画
- グレード設計の意思決定プロセス
- 製造原価・利益率の内訳

(2) 顧客・取引情報

- 購入者リスト・取引履歴
- 個別問い合わせ内容
- 顧客との通信記録

(3) 技術・運用ノウハウ(非公開部分)

- 内部運用フロー・チェックリスト
- インシデント対応の詳細手順
- API認証情報の管理体制

(4) 戦略情報

- 中長期事業計画
- 商標・知財拡張計画
- 提携先候補・交渉中案件

2.3 商品等表示(不正競争防止法 第2条1項3号 商品形態模倣)

以下を独自の商品形態として保護対象とする。販売開始から3年間の保護期間がある。

- noteで販売する各種コンテンツの構成・装丁
- 公式PDF文書のフォーマット(A4縦・A4横・16:9スライド)
- 各種テンプレート・チェックリスト群

2.4 ドメイン名(不正競争防止法 第2条1項19号)

- lifeup-jp.com
- hub2.jp
- imperial-messenger.jp
- その他、当社ブランド名を含むドメイン全般

3. 各保護対象の保護根拠と運用

3.1 ブランド名称・表示

一次保護:商標法

- 出願済み商標は登録完了まで「™」表示
- 登録後は「®」表示
- 区分越境的に使用される場合は追加出願検討

二次保護:不正競争防止法

- 周知性が獲得されれば、未登録要素にも保護が及ぶ
- 著名性が獲得されれば、混同を要件としない保護も可能(第2条1項2号)

3.2 文章・動画コンテンツ

一次保護:著作権法

- 創作と同時に著作権発生(無方式主義)
- 著作権者は当社または代表者個人(事業ごとに整理)
- 期間:創作者の死後70年

二次保護:不正競争防止法

- 商品形態としての模倣を防止(第2条1項3号、3年間)
- 周知性が獲得された表示物の冒用を防止

3.3 営業秘密

保護根拠:不正競争防止法 第2条6項 — 3要件を満たす必要がある:

- **秘密管理性:**アクセス権限管理、機密表示、保管場所の限定
- **有用性:**事業活動に客観的に有用
- **非公知性:**公知でないことを維持する管理体制

4. SNS・コンテンツの証拠化プロセス

X・YouTube・note等のSNS発信は、将来的な周知性・著名性を証明する重要な証拠となる。プラットフォーム依存リスクを踏まえ、独自の証拠保全を行う。月次アーカイブ(主要X投稿のスクショ、YouTubeメタデータ、note記事PDF、SHA256ハッシュ算出、OpenTimestamps打刻、複数クラウド保管)を定期実施し、「クロコ式™」関連・メディア掲載・登壇記録は即時アーカイブする。

5. 営業秘密の管理体制

営業秘密ファイルは特定ディレクトリに集約し、必要最小限の関係者のみアクセス可能とする。AI(クロコ・CAちゃん)へのアクセスは目的限定。ファイル冒頭に「【営業秘密】」表示、共有時は「機密」マーク付与。不要となった営業秘密はバックアップ含めて削除手順を文書化のうえ確実に廃棄する。第三者には事前にNDA締結、業務終了後の返却・削除義務を課す。購入者には利用規約に秘密保持条項を明記。AIエージェントへの入力が必要最小限に限定し、ローカル環境で完結する処理を優先する。

6. 侵害発見時の対応フロー

侵害の疑いを発見した時点で、証拠保全を最優先(スクショ・PDF取得、日時・URL・媒体記録、OpenTimestamps打刻)。侵害性質を商標権侵害・著作権侵害・不正競争防止法違反等に分類し、弁護士(関山英忠先生)に相談のうえ、警告・差止請求・損害賠償・刑事告訴等の対応方針を決定する。軽微なら通知・是正要請、重大なら内容証明、不応なら仮処分・本訴、悪質なら刑事告訴(不正競争防止法21条等)を検討。事後は対応結果の文書化と再発防止策の検討を行う。

7. 契約書反映事項

Standard・Pro共通利用規約、業務委託契約・取引先契約、NDA雛形の各契約書に、営業秘密保護・秘密保持条項・違反時の損害賠償条項等、不正競争防止法関連条項の反映を検討する。

8. ドメイン管理

自動更新設定の徹底、Whois情報の保護(代行サービス利用)、期限管理表の運用により保有ドメインを保護する。主要ブランド名を含むドメインおよび主要TLD(.com / .jp / .co.jp 等)は防衛的に取得する。第三者による不正取得を発見した場合は、証拠保全のうえ弁護士と協議し、不正競争防止法その他関連法令に基づく適切な措置を講ずる。必要に応じてドメイン紛争処理(UDRP / JP-DRP)も活用する。

文書管理 — 文書番号:DOC-POLICY-001 / 機密区分:社内文書(弁護士共有可) / 保管場所:kuroko-house/policies/

以 上